

第18回警察庁会計業務検討会議概要

〔案件1〕 白バイ

【委員】 本案件では仕様書を2者に交付しているが、そのうちの1者が当該仕様を満たすことができず、応札者は1者となったとのことであった。当該仕様は、今回の応札者（以下「甲」という。）しか満たすことはできないものか。

【回答】 当初は、入札を辞退した者（以下「乙」という。）についても、当該仕様を満たすことは可能であると考えていた。しかし、乙の担当者によれば、白バイのベースとなる車両の生産を年内に終了する予定であり、当該仕様を満たすために要するコスト等を勘案した結果、仕様を満たすことは困難であると判断したとのことである。

【委員】 そうだとすると、今後、甲しか白バイを供給できなくなるのではないか。

【回答】 御指摘のとおり、甲以外の者が入札に参加できないことが懸念されることから、当庁としては、他のオートバイメーカーに入札に参加してもらえよう働きかけを行っており、また、仕様自体の見直しも検討している。

【委員】 そうした取組みは大変素晴らしい。

話題は変わって、予定価格に前回実績額を採用した結果、落札率が100%となったとのことであるが、前回実績額は適正であったのか、価格低減の努力はなされたのか。

【回答】 白バイの入札については、近年、甲と乙の2者のみが参加し、甲が継続して落札している状況である。白バイ1台あたりの単価がほぼ変わっていないことから、前回実績額は適正であったと考えている。

【委員】 近年は甲のみが落札していたという理解でよいか。

【回答】 貴見のとおり。

【委員】 予定価格については、前回実績額と積算価格との比較を行い、安価な方を採用しているとのことであったが、その積算価格は、どのような方法で算出しているのか。白バイは、ベースとなる市販の車両に特別な架装を行うものと思料されるところ、積算にあたってメーカー側から見積書を徴した場合、架装部分がメーカーの言い値となってしまう、適正な積算ができていないのではないか。

【回答】 甲の場合でいえば、白バイは一つの製品として製造されており、その車両自体の価格が存在している。ベースの車両に特別な架装を行うことによって金額が上乘せされるというものではない。したがって、前回の入札実績等を踏まえて見積書を徴し、積算価格を算出している。

【委員】 積算価格についても、市販の車両と比較するのではなく、過去の実績との比較となっているということか。

【回答】 貴見のとおり。

【委員】 白バイは、車体自体も特殊なものなのか。そのベースとなる部分は市販の車両と共通ではないのか。

【回答】 ベースとなる車両が市販されているものもあるが、甲については、白バイが一つの製品であると認識している。

【委員】 甲が製造する白バイについて、専用の仕様の車両ということだが、今後、市販の車両と価格面での比較検討をお願いしたい。特別の仕様ということで、価格にある程度の含みを持たせている可能性も否定できない。

【回答】 承知した。

【委員】 乙が入札を辞退した理由の一つとして、特定の仕様を満たせなかったことを挙げていたが、その仕様とはどのようなものか。

【回答】 アンプ式サイレンについての仕様である。

乙製造の白バイについて、アンプ式サイレンに不具合が生じたとの報告があり、乙が仕様を満たせていない状況が明らかとなったという経緯がある。

【委員】 乙製造の白バイに不具合が生じたとのことであるが、乙が白バイを納入した実績があるということか。

【回答】 貴見のとおり。

ただし、不具合が生じた乙製造の白バイについては、国費の契約ではなく、都道府県費の契約である。

【委員】 本案件の仕様では、排気量は1,200cc以上と定めているが、各都道府県が契約する場合も排気量は1,200cc以上と定めているのか。

【回答】 概ねそのとおりになると思料される。

各都道府県は必要に応じて白バイを購入しているが、国が定めた白バイの仕様を参考していることから、仕様はほぼ同じものとなる。

【委員】 1,200cc以上のバイクを製造でき、かつ、入札参加資格を有する企業は何社あるのか。

【回答】 甲、乙含めて3社であると把握している。

1,200cc以上の大型バイクの売行きはよくないようで、今後、メーカーの生産が縮小されると予想され、また、乙が白バイの製造から撤退するという状況でもあることから、今後は、排気量の変更も含めて、仕様の見直しを検討しているところである。

【委員】 白バイは、その性質上、一定以上の排気量が必要とされるのは理解できるが、1,200cc以上のバイクを製造できるメーカーは限られており、現在の仕様では対象事業者を相当に制限してしまっていると思料される。間口を広げる方向で仕様の変更を検討していただきたい。

【回答】 承知した。

〔案件2〕 空気呼吸器（化学防護用）

【委員】 14者に入札説明書を交付し、そのうちの9者に仕様書を交付して、2者が応札するという一定の競争が働きそうな状況であったにもかかわらず、落札率が100%となった事情について伺いたい。

【回答】 当庁では、本案件の仕様を満たす製品を製造しているメーカーを3社把握しているが、そのうちの2社と販売代理店契約をしている者（以下「丙」という。）と残る1社と販売代理店契約をしている者（以下「丁」という。）とがあり、その2者がそれぞれ本案件で応札している。今回の落札者は丙であったが、近年、丙と丁の2者が応札し、そのどちらかが落札するという状況が続いている。

そうした状況の中、予定価格は過去の実績単価から算出しているが、若干の値下がりはあるものの、単価が一定の金額で推移してきており、その単価を基に予定価格を算出した結果、落札率が100%となったものと理解している。

【委員】 メーカーが3社ある中で、価格が一定の水準で推移している理由について、何か把握しているか。

【回答】 具体的な理由については把握していない。

【委員】 丙は2社の製品を取り扱っているが、2社の製品とも価格は同じなのか。

【回答】 把握していない。

【委員】 為替レートや原材料等の変動があるにもかかわらず、価格が一定というのは疑問が残る。可能であれば、その辺りの事情をリサーチしていただきたい。

【回答】 承知した。

【委員】 本案件の対象となる製品は、既製品なのか、特別仕様の製品なのか。このような製品は、警察以外でも需要があるのではないか。

【回答】 既製品である。消防でも仕入れていると思料される。

【委員】 消防の契約単価や市販された場合の単価等は把握しているのか。

【回答】 把握していない。

【委員】 既製品であれば、他官署の実績価格含め、市場価格の調査も可能であるので、次回以降価格の検討をしていただきたい。

【回答】 承知した。

【委員】 応札した丙、丁の2者は、いわゆる商社という理解でよいか。

【回答】 貴見のとおり。

【委員】 今回採用された製品のメーカー自体が、直接入札に参加できないのか。

【回答】 メーカーと丙が販売代理店契約を締結しており、メーカーが直接応札することはない。

【委員】 伺った事情からすると、より安価に調達することはなかなか困難だと思料されるが、幅広く企業に案件を周知し、必要とする機能に基づく仕様とする等、基本に忠実に調達改善に努めていただきたい。

【回答】 承知した。

〔案件3〕 写真・動画投稿システム用サーバ装置 外1点

【委員】 本案件は随意契約ということだが、真にやむを得ない事由によるものか。

【回答】 本案件は令和元年度に開発・整備したシステム（以下この案件3において「システム」という。）を全国整備するものであるが、当初の契約において、情報セキュリティの観点から請負業者に提示したソースを第三者へ開示する

ことを禁止している。その趣旨を踏まえて、本案件では当該請負業者と随意契約を行ったものである。

【委員】 システムの更新にあたっては、情報セキュリティに配慮しつつ、ベンダーロックインとならないよう検討いただきたい。

【回答】 承知した。

【委員】 システムは、物理サーバーという理解でよいか。

【回答】 貴見のとおり。

【委員】 セキュリティや災害対策等の観点から、民間ではクラウドサーバーへの移行が進んでいる状況である。本案件に関して、そうした検討は行ったのか。

【回答】 システムを開発した令和元年当時は、そうした検討は行っていなかった。御指摘いただいた点や各種情勢を勘案し、検討を進めていきたい。

【委員】 システムを開発した令和元年度の契約は、一般競争入札を実施したという理解でよいか。

【回答】 貴見のとおり。

なお、当該入札においては、十分な公告期間を設定し、4者へ声かけするなどしたが、結果として、現契約業者のみの応札となったものである。

【委員】 応札者が1者であったということは、特定の者以外は応札できない仕様となっていた可能性も否定できないので、再度、仕様の検討をお願いしたい。

また、本案件のように、追加で契約する部分について、当初の契約者と随意契約する場合は、当初の契約手続の適正性と追加で随意契約した理由の合理性が問われることから、その旨留意されたい。

【回答】 承知した。

〔案件4〕 インターネット情報検索用資機材

【委員】 本案件の仕様書で例示された製品は、海外の特定企業の製品であり、国内代理店は1社しかない。そうした状況で、26者に仕様書が交付された事情について伺いたい。

【回答】 本案件については、電子調達システム（以下「GEP S」という。）を利用して入札手続を実施したが、GEP S上で広く調達案件名称を検索できること、及び、本案件の調達案件名称に一般的な名称を用いていたことから、多くのGEP S利用者の興味を引くことができ、仕様書のダウンロード数が増えたものと推測される。

【委員】 多くの業者は、GEP Sから仕様書をダウンロードして確認したが、結果的に応札を諦めた、ということか。

【回答】 御指摘のとおりであると思料される。

【委員】 本案件の仕様を満たす製品は、かなり限られており、契約価格が相手方の言い値になりかねない。そうした状況で、価格低減の取組みを何か実施したのか。

【回答】 まず、契約案件名に一般的な名称を用いることにより、多くの方に本案件について興味を持っていただくようにした。

そして、本案件の仕様については、事業の性質上、要件を緩和することはできないものの、相当の製品について認めない趣旨ではないことから、意見招請及び一般競争入札手続を実施し、競争性を高めた。

【委員】 本案件については、随意契約にならざるをえないような案件であったが、より安価に契約できないかという観点から、一般競争入札手続を実施した、という認識でよいか。

【回答】 貴見のとおり。

仕様書で例示した製品に相当する製品を提示して応札する者が現れることを期待し、一般競争入札手続を実施したが、結果的に一者応札となってしまったというのが実情である。

【委員】 一般的な話として、随意契約をするにあたり、一度は一般競争入札を実施し、その上で契約できる者が現契約業者以外にいないとなって初めて、随意契約に移行する、ということか。

【回答】 本案件については、そうした趣旨で一般競争入札手続を実施したものではないが、今後、そうした観点から随意契約に移行するということはある。

【委員】 本案件の仕様の記述方法について、若干、問題があると思料される。先に特定の製品名を示し、それに相当する製品も可とするという記載方法にしていると、その製品名を見て業者が応札を諦めてしまう可能性がある。業者に仕様書を読んでもらうためには、先に調達予定の製品の性能を示してから具体的な製品名を例示する方法にした方がよいのではないか。

また、特定の1者からの応札しか見込めないのであったならば、当初から随意契約を実施の上、価格交渉に注力した方がよかったのではないか。

【回答】 検討させていただく。

〔案件5〕 警察学校サイバーセキュリティ教養用資機材（端末装置）外6点

【委員】 本案件について、PC等の資機材（以下「端末等」という。）を全国に整備するというものだが、総合評価落札方式を採用する意義がある案件であったのか。

また、本案件の落札率は26.13%と非常に低いが、こうした落札率となった理由は何か。本案件の予定価格は適正であったのか。

【回答】 コンピュータ製品の調達にあっては、予定価格が一定の金額を超えた場合には総合評価落札方式を採用する必要があるところ、本案件の予定価格が当該金額に達していたことから、総合評価落札方式を採用する必要があった。

本案件の端末等については、必要最低限の性能を仕様で定めているところ、より高性能の端末等であればより良い教養環境を実現できることから、そうした端末等を採用する応札者を高く評価できる総合評価落札方式は、有意義であったと考えている。

また、本案件の予定価格については、見積書と共に提案する端末等の性能を示す資料も徴取し、その端末等の性能と評価項目とを照らし合わせ、最も評価の高かった端末等を提案した業者の見積価格を採用したものであること

から、予定価格は適正であったと考えている。

なお、本案件の落札率が非常に低かった理由としては、上記のとおり予定価格を端末等の性能ベースで算出している一方で、応札価格が企業努力等により相当に低く抑えられていたためである。

【委員】 本案件の入札説明書受領者が17者である一方、応札者が2者にとどまっているが、入札参加資格を有していない者も入札説明書を受領していたということなのか。また、17者のうち入札参加資格を有している者の数を把握していたのか。

【回答】 17者全ての入札参加資格の有無を確認していないことから、有資格者数も把握していない。

なお、意見招請手続において意見を提出した者については、本案件の履行能力が十分であると判断していた。

【委員】 本案件の入札説明書受領者が17者であったにもかかわらず応札者が2者となった理由について、分析したのであればその内容を伺いたい。

また、本案件は大量の端末等を全国で一括して調達しているが、全国一律で大量の物品を準備できずに応札を控えた業者がいた可能性も考えられる。一定の数に分割して発注する方法もあったのではないか。

【回答】 応札者数が2者となった理由としては、新型コロナウイルスの影響により半導体の供給が減少し、また、リモートワークの増加に伴いノートパソコンの需要が高まった状況の中で、納期に対応できる業者が減少したことであると考えている。

分割して発注すべきか否かという点については、調達案件の性質に応じて検討すべきところ、本案件については、必ずしも一括して調達すべき性質のものではないが、分割発注について、特段、検討はしなかった。

【委員】 本案件では一部市販品も調達されているが、契約締結前、提案された製品の価格と市価とを比較したのか。

【回答】 比較していない。

【委員】 大量に物品を購入する場合は、購入を検討した段階で市況の把握を行い、価格が割高であれば、一旦、購入数を控えて分割して発注するといった手法もあるので、今後はそうした手法の導入も検討していただきたい。特にIT機器は価格の変動が大きいので、是非とも検討していただきたい。

【回答】 承知した。

【委員】 落札業者が総合評価で選ばれた理由を教えてください。

【回答】 提示された価格が相当に安価であったためである。

【委員】 応札者から提案された端末等の性能間に大きな差異はなく、価格が決定打となって落札されたのか。それとも、提案された端末等の性能間には差異があり、性能と価格のバランスが考慮され、落札されたのか。

【回答】 落札者が提示した価格が相当に安価であったため、技術点では劣っていたものの、総合点で優位となり、落札されたものである。

【委員】 価格のために性能面で妥協した、ということか。

【回答】 落札者が提示した端末等については、こちらが指定した仕様を必要最低限満たしており、総合的に判断した結果である。

〔案件6〕 高度警察情報通信基盤システム増設用品データ端末D(PⅢ-D T-D)(1)

【委員】 本案件では高度警察情報通信基盤システム（以下「PⅢ」という。）の改修等を実施しているところ、PⅢのソフトウェアの改修に必要な知的財産及び技術情報にあつては、PⅢの開発企業（以下「戊」という。）が第三者に開示しないとしていることから、戊と随意契約したとのことである。では、当初、PⅢ開発に係る契約の際は、どのような契約手続を実施したのか。

【回答】 当初は一般競争入札を実施し、2者から応札があった。

【委員】 PⅢについては、貴庁が仕様を定め、戊がその仕様に基づく製品を作ったにもかかわらず、戊はその製品の改修に必要な情報を貴庁にも開示しないということだが、これについて、戊はどのような説明を貴庁にしているのか。そして、貴庁は、その説明を合理的であると考えているのか。

【回答】 PⅢの端末は、戊と下請契約を締結している企業のスマートフォンを利用しているが、PⅢが警察情報を取り扱う通信システムであるという性質上、外部と遮断されたネットワーク（以下「閉域網」という。）を構築する必要があり、その端末についても閉域網に対応する必要がある。そこで、当該スマートフォンをPⅢの端末として閉域網に対応させるため、システム上、一部特殊な開発を行っており、当庁へもこれに関する技術情報の提供ができないという状況である。

当庁としては、閉域網で新しいシステムを実現するという特殊性を踏まえ、そうした技術情報が開示できない場合があるというのはやむを得ないと考えている。

【委員】 国会でもベンダーロックインの問題が取り上げられているなど、ベンダーロックインに対する関心が高まっている。特に、システム開発の場合、知的財産や技術情報の問題が絡み、当初のシステム開発者と契約せざるを得ない状況になりやすいので、役所側でそのようにせざるをえなかった合理的根拠やその契約の妥当性等を説明できるようにしていく必要がある。

【回答】 承知した。

【委員】 本案件では随意契約を締結するにあたり、見積書を何度も提出させて価格交渉を行ったとのことであるので、その努力は高く評価したい。

しかし、これについては、提示された見積価格が妥当であることが大前提である。価格交渉にあたり、価格の妥当性について検証は行ったのか。

【回答】 今回整備した端末は、当初契約時に整備した端末の後継機種にあたるが、今回の整備台数が当初整備した台数の半数以下である点を踏まえると、過去の実績から見て適切な単価であると判断した。

【委員】 IT分野の調達については、先方の言い値になってしまうこともあるので、製品の技術的な検証をできる体制を確保し、価格の妥当性を検証できるようにしていただきたい。

【回答】 承知した。

【委員】 本案件では価格交渉を繰り返して価格低減の努力をしたとのことであるが、数値としてはどれくらいの効果があったのか。

【回答】 具体的な数値を今すぐには提示できないが、相当な効果があった。

委員講評

【委員】 警察の調達については、特殊な仕様が必要であるとか、一定の秘密を確保する必要があるとか、特別な事情があることは重々承知しているが、昨今のベンダーロックインに対する関心の高まりを踏まえ、契約の合理性や妥当性について説明ができるよう、改めて準備をしていただきたい。

【委員】 IT業界は、比較的、製品の市価を把握しやすい業界なので、特に大量のIT機器を調達する際には、価格の検証を行っていただきたい。

【委員】 効率的・効果的な調達について、努力・工夫を凝らしている点は高く評価できる。今後も努力を継続していただきたい。

一方で、今回の検討で俎上にのぼった、ベンダーロックインの問題や仕様による参入業者の制限の問題、価格の適正性を検証するための技術の確保の問題等についても、引き続き努力、工夫していただきたい。